

船舶事故調査報告書

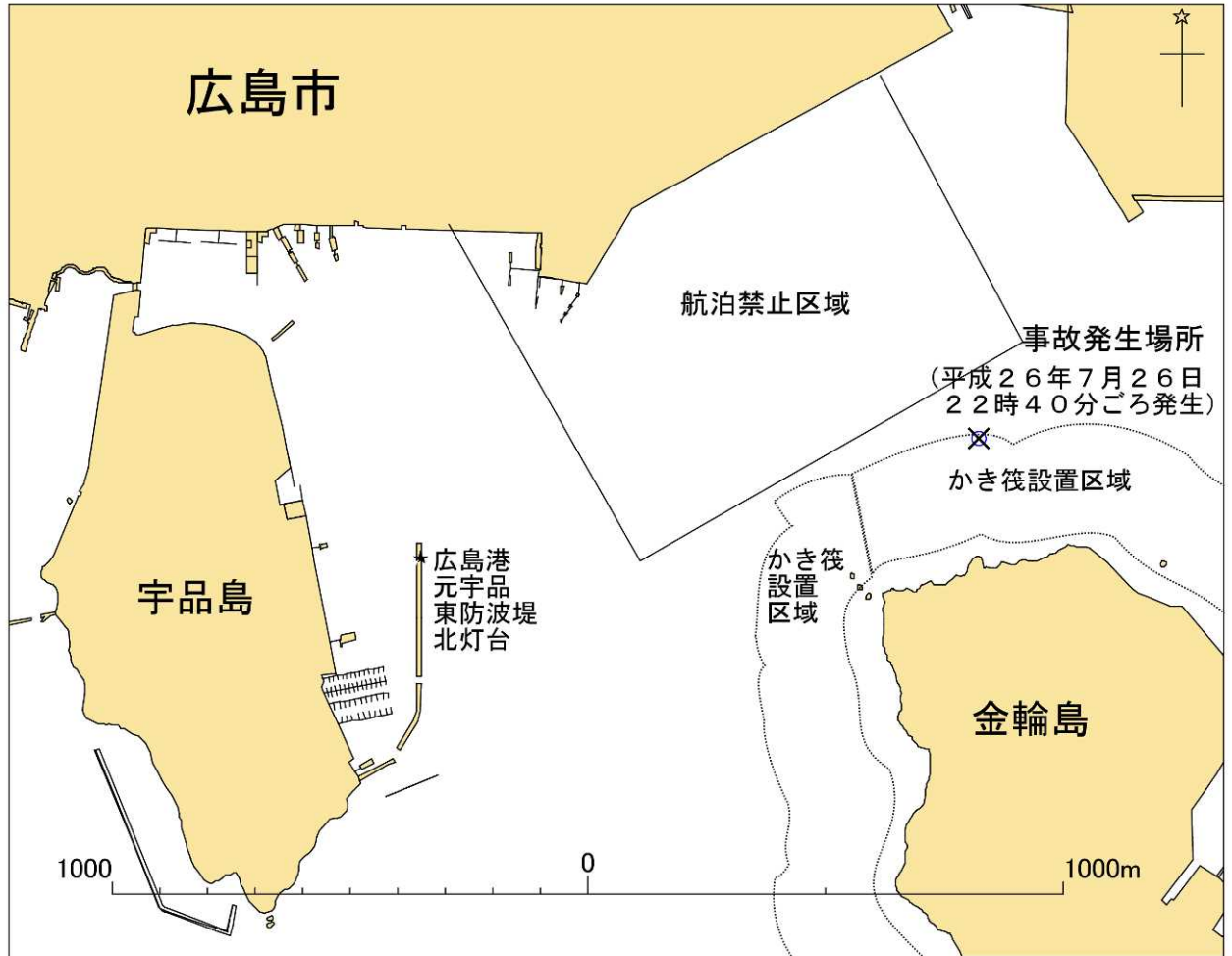
平成27年4月30日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（作業用筏 ^{いかだ} ）
発生日時	平成26年7月26日 22時40分ごろ
発生場所	広島県広島港第1区 広島港元宇品東防波堤北灯台から真方位077° 1,180m付近 （概位 北緯34° 20.95′ 東経132° 28.73′）
事故調査の経過	平成26年7月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート さくら、5トン未満 270-39016 広島、個人所有 7.47m (Lr) × 2.88m × 1.62m、FRP ディーゼル機関、169.17kW、平成6年4月
乗組員等に関する情報	船長 男性 62歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年1月13日 免許証交付日 平成24年10月4日 （平成28年9月12日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	本船 船底部に擦過傷等 作業用筏 竹材等が折損
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人（以下「同乗者」という。）3人を乗せ、広島港で行われる、広島みなと夢花火大会（以下「本件花火大会」という。）を観覧するため、‘広島市金輪島北岸沖に設置されていたかき養殖施設’（以下「本件養殖施設」という。）の北端に配置した約5m四方の筏（以下「豆筏」という。）に、船首から係留索を約5m伸ばして係留し、船尾から錨を投下して船首を南方に向けた。</p> <p>船長は、本件花火大会の観覧を終えて係留地に帰港することとし、豆筏から係留索を外し、錨を揚収した後、北東方に位置する係留地に向かうため、左回頭しようとしたとき、船首方至近に豆筏南側のかき筏を視認して衝突の危険を感じ、右舵を取った。</p> <p>本船は、右回頭中、平成26年7月26日22時40分ごろ、豆筏</p>

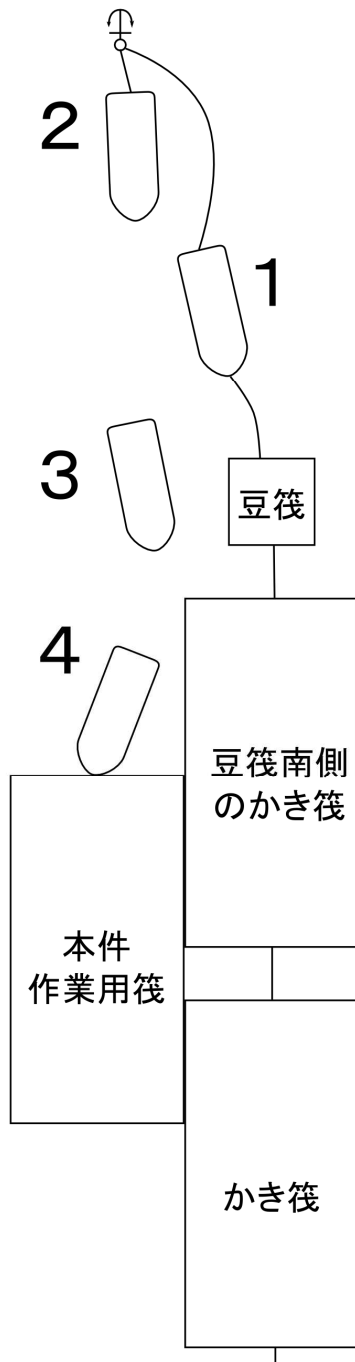
	<p>南側のかき筏の西側に係留されていた作業用の筏（以下「本件作業用筏」という。）に衝突し、本件作業用筏に乗り揚げた。</p> <p>船長は、付近にいた他船に海上保安庁への通報を依頼し、来援した巡視艇に同乗者と共に救助された。</p> <p>本船は、翌日船長の知人の船によって本件作業用筏から引き降ろされ、同船によって係留地にえい航された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、付図2 事故発生経過概略図 参照）</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 高潮時</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の喫水は、船首尾共に約0.5mであった。</p> <p>船長は、約2年前に本船を購入し、本船で宮島水中花火大会などの観覧を行ったことがあり、本船には夜間を含め年間約12回乗船していた。</p> <p>船長は、広島市南区の係留地を出港し、17時10分ごろ観覧場所に到着したとき、本件作業用筏が本件養殖施設の西側に係留されているのを認めていた。</p> <p>本船は、船体中央部の支柱から船尾部にかけて、甲板上の高さが約2mとなるオーニングが張られ、本事故当時、オーニング内の船長が操船していた場所の左前方の頭上に当たる位置に設置した照明灯を点灯していた。</p> <p>船長は、錨索を巻いて本船が後退したので、本船が回頭を始めても本件養殖施設を避けることができると思っていた。</p> <p>本事故当時、同乗者は、いずれも船尾甲板上で座っていた。</p> <p>船長及び同乗者は、全員救命胴衣を着用していた。</p> <p>本件養殖施設は、北から順に、豆筏1台、縦約20m、横約10mのかき筏6台を連ねて1連とし、1連を直径約24mm長さ約160mのワイヤロープで固定し、ワイヤロープの両端に約10tの錨が取り付けられていた。また、かき筏は、直径約20～25cm長さ約7～8mの竹で組まれていた。</p> <p>本件作業用筏は、縦約20m、横約10mであり、直径約20～25cm長さ約7～8mの竹で組まれた筏の上方に屋根を取り付けたもので、本件養殖施設の西側に、2台のかき筏にまたがる形で係留されており、かき筏から吊るされているかきの間隔調整等を行う際に使用されていた。</p> <p>本件養殖施設が設置されていたかき筏設置区域の北端及び東端には、それぞれ以下の諸元の標識灯が設置されていた。</p> <p>灯 色 黄色</p> <p>光達距離 5.5km以上</p> <p>灯 質 毎4秒に1閃光</p>

	<p>本件花火大会開催に当たり、主催者である広島祭委員会は、そのホームページに広島海上保安部と連名で、航泊禁止区域、かき筏設置区域及び衝突・乗揚海難発生地域を示した「花火大会海域付近の概要図」を掲載し、以下の事項等を周知していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プレジャーボート等小型船舶での観覧は自粛してください。 ・ 花火が終了すると帰る船舶で大変混雑しますので、他の船舶に注意して、速力を落として航行してください。衝突・乗揚海難が多発しています。 ・ 事故防止のために次の事項を守ってください。 <ul style="list-style-type: none"> ① 見張りを十分に行うこと ② 移動時は速力を落とすこと ③ 停泊灯、航海灯を点灯すること ④ 救命胴衣を着用すること ⑤ 飲酒運転は厳に慎むこと ⑥ 花火終了後は、観覧船が少なくなってから航行すること
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、広島港の金輪島北岸沖において、係留していた本件養殖施設を離れて帰港する際、船長が、錨索を巻いて本船が後退したので、本件養殖施設を避けて回頭できると思い、本船と本件養殖施設との距離を適切に確認しなかったことから、本件作業用筏に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、操船していた場所の近くにあった照明灯を点灯していたので、本件養殖施設を視認するのが遅れた可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、広島港の金輪島北岸沖において、係留していた本件養殖施設を離れて帰港する際、船長が、錨索を巻いて本船が後退したので、本件養殖施設を避けて回頭できると思い、本船と本件養殖施設との距離を適切に確認しなかったため、本件作業用筏に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間に航行するときは、見張りの妨げにならないよう、不要な灯火を消灯しておくこと。

付図1 事故発生場所概略図



付図2 事故発生経過概略図



1. 本件養殖施設の北端に配置した豆筏に、船首から係留索を伸ばして係留し、船尾から錨を投下して、船首を南方に向けた。

2~3. 豆筏から係留索を外し、錨を揚収した後、左回頭しようとしたとき、船首方至近に豆筏南側のかき筏を視認して右舵を取った。

4. 豆筏南側のかき筏の西側に係留されていた本件作業用筏に衝突し、本件作業用筏に乗り揚げた。